

平成25年11月定例会 総務委員会（付託）

平成25年12月9日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

藤田元治委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、公安委員会関係の追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第24号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成26年度に向けた警察本部の施策の基本方針について（資料②）

河村警務部長

私からは、お手元の総務委員会説明資料の1ページ、その他の議案等の、徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたします。

改正の理由は、平成25年10月16日付けの人事委員会勧告にかんがみ、本県の警察職員の給与について、平成18年4月1日実施の給料の切替に伴う経過措置を廃止する必要があるためでございます。

改正の概要につきましては、平成18年4月1日実施の給料の切替に伴う経過措置について、当該経過措置に基づく支給額を段階的に減額した上で廃止するというものでございます。具体的には、平成26年度は、経過措置額から3分の1、上限は1万円を減じた額を支給。平成27年度は、経過措置額から3分の2、上限2万円を減じた額を支給。平成28年度は、経過措置額が3万円を超える場合に限り、その額から3万円を減じた額を支給。平成29年度以降は、経過措置額を支給しないこととしたいと考えております。施行につきましては、平成26年4月1日を予定しております。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

児嶋警察本部長

私からは、平成26年度に向けた警察本部の施策の基本方針について報告をいたします。本報告は、今年度からの取組といたしまして、委員会に対する説明を充実するため、これ

まで11月定例会の付託委員会で行ってまいりました自己点検結果の報告に替えまして、来年度の予算編成に向けた各部局の施策について、基本的な方針や方向性を説明させていただき、併せて、その内容を知事部局のホームページ上に掲載し、県民の皆さまにも広くお知らせしようとするものであります。なお、これは全庁的な取組でありまして、各部局の御審議に際しても、同様の報告がなされるものと承知をしております。

それでは、お手元の資料に基づきまして説明をいたします。

県内の治安情勢につきましては、刑法犯認知件数が9年連続で減少し、過去最も多かった平成15年当時の半数以下という状況になっており、本年も同様に減少傾向が続いております。

一方、交通事故情勢については、人身事故の発生こそ減少しているものの、死者数については、昨日現在45人と、既に昨年中の32人を大きく上回っておりまして、引き続き予断を許さない状況になっております。さらに、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている中、県警察としても、迅速かつ的確な初動対応がとれるよう、災害警備にも万全の備えを講じる必要があります。

このような情勢の下、県警察においては、安全・安心を誇れる徳島県の実現に向けまして、3つの大目標を掲げて具体的な施策に取り組むこととしております。その一つ目は、体感治安の向上であり、具体的には、安全で安心なまちづくりの推進であります。我が国における良好な治安を支えてきた背景の一つとして、社会の高い規範意識や地域住民の強い絆が挙げられております。県警察としては、住民自らが行う自主防犯活動の更なる活性化のため、引き続き、安心メールや犯罪・不審者情報マップなどにより犯罪情報を提供するほか、防犯ボランティア団体との連携や各種の支援活動を強化してまいります。また、全国的にいじめやストーカーなど、子どもや女性が被害に遭う事件が多発しております。警察に寄せられる各種の相談に対しても、さらにきめ細やかな対応が可能となるよう、業務の在り方について検討を進めているところであります。特に、重要犯罪等に対しては、DNA型鑑定や防犯カメラ画像の解析等の科学捜査技術を最大限駆使することにより、早期に犯人を検挙し、県民の体感治安の向上を図ってまいります。

二つ目は、交通安全対策の強化であり、具体的には、安全かつ快適な交通の確保であります。来春1月5日に新運転免許センターの供用開始に向け、現在、機器の納入や調整を進めております。先般の内覧会でも御覧いただきました新センターにおいては、運転免許の取得や更新といった運転免許行政のみならず、充実した設備やコースを最大限活用して、ドライバーの運転技術向上や自転車専用コースでの安全教室を実施して、交通事故死者数の増加に歯止めをかけてまいりたいと考えております。また、本県においては、これまでLED信号機やリチウムイオン電池を使用した信号機の無停電システムなど、全国に先駆けて交通環境のIT化を進めてまいりました。来年度は、その基幹となる警察本部に設置の交通管制システムの高度化を予定しておりまして、更なる渋滞の緩和や災害時における交通の円滑化に努めてまいりたいと考えております。

三つ目は、災害対策の強化であり、具体的には災害対応能力の強化であります。東日本

大震災は、我々にとっても多くの課題と教訓を残したところであります。その経験則を踏まえまして、自治体などの行政機関や自衛隊と連携した訓練の実施、また、警察OBによる、大規模災害時緊急支援員制度の更なる充実等、事態対処能力の更なる強化に努めてまいります。また、警察本部の自家発電機の移設など、ハード面での災害対応能力の強化にも努めてまいりたいと考えております。

以上、述べた施策を円滑に推進するため、警察組織基盤の強化を進めることとしております。まず、更なる組織体制の見直しであります。来年4月1日を目途に、吉野川、阿波、そして、美馬、つるぎの4警察署を統合し、15警察署から13警察署体制へと移行することとしており、現在、諸処の作業を進めております。そこで、この統合を契機として、限られた人員や装備を最大限活用し、変化する県下の治安情勢に的確に対応するため、人的な警察力を再配分するとともに、相談業務の充実や情報発信機能の強化等、県民のニーズに応じた業務を推進するため、新たな組織の整備を検討しております。

次に、機能的な施設整備であります。県警察の重要課題の一つである徳島東警察署庁舎の整備をはじめ、老朽化が進む警察署庁舎や交番、駐在所、宿舎等についても、今後、中長期的な視点に立って整備の在り方を検討する必要があるものと考えております。

最後は、女性警察官の採用・登用の拡大であります。治安情勢の変化に柔軟に対応するための鍵は、女性にあると認識しております。そこで、女性警察官の採用を拡大するとともに、幅広い分野でのキャリアアップシステムを構築するほか、女性職員が働きやすい職場環境づくりについても配慮してまいりたいと考えております。

以上、平成26年度に向けた警察本部の施策の基本方針について御報告をいたしました。県警察といたしましては、職員一丸となって、安全安心を誇れる徳島県の実現に向けて鋭意努力してまいりますので、引き続き、御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

藤田元治委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

北島委員

おはようございます。今年の徳島県の重大ニュースが昨日実現しました。サッカーJ2の徳島ヴォルティスが、プレーオフで京都サンガに2対0で快勝し、参入9年目にしてJ1へ昇格しました。四国初のJ1昇格ということで大変おめでたい、希望の溢れる出来事が起こったわけでございます。徳島ヴォルティスの監督さん、選手の皆さんに、心から祝福と敬意を送りたいと思います。また、それに伴いまして、県警察といたしましては、J1ということで、今まで以上に県外からの来客と言いますか、サポーターが来る機会が多くなります。沢山の方が来られますので、今後、今まで以上に交通安全対策の強化が求め

られると思いますので、そういうことも今後の課題として、ひとつ御検討いただきたいと思います。

一つ質問させていただきますが、ただいま平成26年度の県警本部の施策の基本方針の中で、自転車利用者の交通安全対策が唱われております。これは、今月の1日から改正道路交通法が施行されまして、自転車は道路の左側部分に設けられた路側帯の通行が義務付けられるとお伺いしております。しかし、私の感覚では、今までの経験といいますか認識では、自転車も車と同様に左側通行と認識をしておりました。そこで、まず路側帯というのはどのようなものか御説明をいただき、また、改正になった自転車の通行方法の規定について御説明いただきたいと思います。

広瀬交通部長

自転車の路側帯通行に関する規定については、委員御指摘のとおり、12月1日から施行されたところでございます。路側帯とは、歩道が設置されていない道路において、歩行者の通行を確保するために、路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、白色の実線等の道路標示線によって区画され、その幅が、0.75メートル以上の幅員を有するものでございます。路側帯は、本来は歩行者のための通行部分でございますけれども、法の規定によりまして、自転車は、歩行者の通行の妨害となる場合を除き路側帯を通行することが出来るとされております。改正点については、これまで自転車は道路左右の路側帯を通行することが出来ましたが、施行後は、右側の路側帯の通行が禁止されるものでございます。本件の違反に対する罰則は、右側通行の違反となり、3月以下の懲役、もしくは、5万円以下の罰金となっております。以上でございます。

北島委員

路側帯というのは、歩道がない車道の中に0.75メートル以下の白線を引いて、それから外が路側帯ということですか。では、歩道があるところでは、今回のこの法律は適用されない。どちらでも、右側でも左側でも通行可能ということですね。説明されたこの法律に従いますと、道路の反対側の店に入りたいということで、左側を走っていたけど、突然右へ、目的の方へ、店に入るということで、車道を横断する機会が増えて、かえって危険になるということも考えられるんですが。また、歩道整備などが、道路環境整備も十分と言えない本県におきましては、左側を通るのが危ないということを判断して安全性の高い右側を通ると、こういう場合でも指導の取締りと、そういうふうになるのか、甚だ疑問に思うところであります。私が今から言うことは的はずれになるのですが、私の家の前には1メートルくらいの歩道と、反対側には3メートルという歩道がありますんで、それは結局対象にならないということですね、歩道がありますから。このように左側通行が危険な場合において、どのようにルールを守るように指導をされるのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

広瀬交通部長

自転車はあくまで車両であります。道路交通法第18条第1項の規定によりまして、左側を通行することが義務付けられております。右側通行については認められておりません。ただし、自転車から降りて押す行為は、歩行者とみなされますので、道路の左側部分が危険な場所につきましては、右側部分を自転車から降りて押していただけたらと思っております。

北島委員

法律というのは一定のもので、ここは良いけどここは大丈夫じゃないとか、取り締まるほうも取り締まれるほうも、いろいろ矛盾があると思うのです。そういうふうには法の適用される所とそうでない所の区別ですね、乗ってる人が判別しやすいように、その周知方法というのは今後考えていただかなければいけないと思うんです。道路は全て摘要というわけにはまいらないと思いますけども、中学校とか、高校とか、あるいは、オフィス街とか、ある程度自転車の通行量が見込める、そういう道路に、路側帯の上に進行方法の矢印といった道路面の標示とか、また、看板を掲示するなど、乗ってる人が視覚で、下を見たり上を見たりで判るような、そういう標示が必要だと思いたしますが、その点についてはどのようにお考えですか。もうすでに法は施行されておりますので、早急に対応が求められると思いたしますが。

広瀬交通部長

路面に矢印を付けた場合、自転車にとっては非常にわかりやすい反面、路側帯が主として歩行者の用に供される部分でございますので、歩行者にとってはちょっと紛らわしい標示となりかねません。そういう標示につきましては、道路交通法令上、規定がない標示でありますことから、矢印の設置につきましては慎重に検討すべきものと認識しております。警察といたしましては、街頭指導やチラシ等を用いまして法改正の周知を図って、自転車や歩行者の安全な通行を確保したいと考えております。以上でございます。

北島委員

それでは次に、指導の取締りの体制整備について、ちょっとお伺いしたいんですが、警察は執行部隊ということでございますので、法律に基づいて活動しておると。この法律に関しても周知徹底を図っていくものと考えておりますが、法施行の初日に、早朝から警察官が街頭にて、確か板野高校かな、藍住町で自転車通学の高校生の指導をしてるテレビニュースを見ました。その指導されてる高校生が、なぜ指導をされたのかよくわからないといった疑問を感じている様子が、画面から見受けられたわけでございます。そこで、この理解しづらい改正内容の周知徹底を図るためには、この自転車運転の取締りに特化した体制の整備、これを各警察署で専属の指導者というか、そういう人を強化して、指導を強化すべきだと思いたしますが、そういう点については何か御検討されておるのですか。

広瀬交通部長

この法改正を受けまして、県警察では、本年11月から、「横断歩行者妨害・自転車違反取締りマイスター」制度の運用を開始して、自転車利用者の交通ルール違反に対する指導取締りに特化した体制を実施しておるところでございます。この制度といいますのは、取締り技能が優れた人をマイスター警察官に指定いたしまして、その警察官が、横断歩行者妨害違反だけでなく、自転車利用者のルール違反の指導取締りを計画的、日常的に実施しておるところでございます。また、現在、自転車利用者に対する交通ルールの周知徹底を図ることを目的といたしまして、毎月第2月曜日を「自転車街頭指導等強化日」に指定いたしまして、交通警察官や地域警察官を数多く動員して、集中的かつ重点的な指導啓発活動を実施しておるところでございます。今後とも、これら活動を継続して、粘り強く改正内容の周知徹底を図っていきたいと考えておるところでございます。以上であります。

北島委員

自転車につきまして、ちょっと思い出したことがあるのですが。古い話ですけど、今から十七、八年前に県警本部長に中村薫さんという方が通産省からお越しになられて、2年間ほど県警本部長を務められました。ちょうどその時、私も総務委員でお世話になったわけですが、通産省へ帰られた後、お手紙をいただきまして、徳島の印象について触れておられました。全ては覚えていないのですが、特に印象に残ったのは、高校生が自転車に乗って隊列を組んで通学しているその光景がすごく印象に残ったというふうなことが書かれていたことを今思い出しました。ちょうど児嶋本部長も来られたというのは、二人目の通産省の本部長で、ちょっとそういうことを思い出しました。

今回の法改正は、インフラ整備が十分出来ております都会でありますと、法律をきちっと適用、指導する効果があると思うんですが、本県の場合には、法律が摘要出来るところ、あるいは、出来ないというか、そういう整備が出来てないようなところで、区別が曖昧な点も出てこようかと思うんです。さっきも申しましたけど、指導する側、あるいは指導を受ける側との齟齬が生じかねない点多々あると思います。法が改正されてまだまだ1か月足らずでございますので、今後の運用につきましては適切な対応策を考慮いただいて、もともとが交通安全というのが基本でございますので、この基本に則ってひとつ十分な御指導をいただけますようお願い申し上げます。

森本委員

2点ほど。10月からサイバー補導という聞き慣れない名前が出てきております。警視庁では全国に先駆けてやっておるんですけどもね。昔の出会い系サイトみたいな形の中で、補導される事案が沢山あったわけなんですけども、ネットの世界っていうのは、非常に無限大に広がっております。そうした中で出てきた、警察庁が力を入れている少年犯罪に対するひとつの構えと思うんですけども。サイバー補導について、ちょっと簡単に概要から

御説明をいただきたいと思います。

小倉生活安全部長

サイバー補導についての御質問でございます。サイバー補導とは、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによりまして発見して、書き込みを行った児童と接触をいたしまして直接注意、指導を行うという警察活動でございます。インターネット上に起因します福祉犯から児童を保護して、その健全育成を図ることを目的として実施しているものでございます。近年、委員御指摘のとおり増加しておるインターネットに起因する福祉犯の被害を防止するために、本年の4月から約6か月間、全国の10都道府県における試行を経まして、本年10月21日から本県を含め全国的に取り組んでいるものでございます。以上でございます。

森本委員

試行段階ですね。相当数検挙事例なんかはあるんでしょうか。

小倉生活安全部長

約6か月間の試行を10都道府県で実施いたしております試行の結果でございますが、9月末現在、メール等の返信があった454件のうち、援助交際等の書き込みをしました児童89人を補導いたしております。以上でございます。

森本委員

氷山の一角と思うんですけど、やっぱり確実に力を入れたら実績が上がっているのがよくわかりますね。そうした中で、LINEとか出会い系サイトとか、それをパソコンなり、スマートフォン、あるいは携帯電話で覗くことが、これ、捜査の第一歩と思うんです。

他県が試行している間にいろいろ対応を図られてきたと思うんですけども、今の徳島県警の、サイバー補導に対する体制というのは、どんな感じになつてんでしょうか。

小倉生活安全部長

サイバー補導の体制についての御質問でございますが、この度の、サイバー補導の全国的な運用に伴いまして、本県におきましても、警察本部少年課の警部以下5名をサイバー補導担当に指定いたしましてサイバーパトロールに取り組んでおるところでございます。以上でございます。

森本委員

書き込みとか、ああいうネットの世界を考えたら、5人というのはなかなか厳しい数字じゃないかなと思います。摘発できるのが非常に氷山の一角になるんじゃないかなと思っておりますんでね。あらゆる警察官、職員が、時間のあるとき目を光らせる。特に、捜査

刑事部門には、そうした教養も大事ではないかなと思います。誰でも出来ることなんよね、極端な話が。私が、こう見よっても、多分協力できるような話なんですよ、これは。

今後の課題として、専門官がおるんでね、育てていただくのが当然なんですけども、広くサイバー捜査員も増やしていただきたいと思うんです、教養を通じてね。その点はいかがでしょう。

小倉生活安全部長

ただいま委員からも御指摘がございました、担当職員以外でもこういった補導の端緒を得る機会がございますので、サイバー補導の有用性からしましても、今後は、不適切な書き込みを発見した場合は、担当課の方に通報されるよう全職員に対する指導教養を徹底いたしまして、多くの端緒を得て、より実行が上がるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

森本委員

これ、気の持ちようで、だいぶ効果が出てくるんじゃないかなと思っております。それとね、ネットの世界、サイバーの世界といたら、世界、地球全体の出来事なんですけどもね。徳島県警としては、どのぐらいまでを補導対象にするのか、きりが無いわけなんですよね。たまに、ニュースでやっとなのが、大阪の親父が東北の女の子を買うとったみたいなニュース。何百キロ飛行機で行ってというのが、この前も朝のワイドショーでやりましたけどね。そういう中で、我が県の捜査範囲というかな、それをやっぱり絞るのか、あるいは他県との協力体制というのをどう構築をして行かれるのかお尋ねします。

小倉生活安全部長

まず、補導の対象でございますが、こういう書き込みをする児童につきましては、全国から書き込みをしておるわけでございます。基本的に本県のサイバー補導につきましては、書き込みをした児童と接触するというを前提に、接触して補導するというを最終的に前提といたしておりますので、基本的には県内で書き込みをした児童を対象として補導していきたいと。また、県外の児童につきましては、先ほど委員からおっしゃられました、御指摘ありましたとおり、他の都道府県とも十分連携をとりながら対応していきたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

森本委員

各都道府県が自分の持ち場できちっとやっていただけたら、全然違うと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。それと今、小倉部長が言われた、接触をするというのは、非常に厳しい、難しいと思うんですよ。いわゆるストレートなおとり捜査というのは非常に問題視されるケースもあるしね。例えば、援交を求める女の子たちとどういうふうに接触が出来るのかなど。その場合、重々こちら側もガードを堅くしておかん

と、巻き込まれる可能性もあるし、私はそれを非常に心配をしておるんですけども。その点は、どんな形で接触というかな、捜査の過程はどういう形をとるんでありましょか。

小倉生活安全部長

サイバー補導の、基本的な児童とのやりとりといいますか、連絡についての御質問でございますが、まず、サイバー補導は、先ほども申し上げましたとおり、サイバーパトロールによりまして、不適切な書き込みをした児童を発見いたしまして接触、補導するものでございます。そういうことで、こちらから、警察側から、具体的な金額を示して援助交際を誘う書き込みをすること。また、元々、書き込みのない掲示板に、ことさら援助交際を求める書き込みをすることなどは、その書き込み自体が法律違反になることもありますので、しないこととしております。したがって、担当者に対しましては、法律違反となるようなおそれのある書き込みをすることがないように指導して、慎重に対応するようにいたしております。なお、相手方との交信の際は、警察職員の身分は秘匿しております。これは、援助交際等の意思を有する児童を対象としていること。また、児童の保護、健全育成が目的であること等から、妥当な行為であると考えております。以上でございます。

森本委員

不適切な書き込みには不適切な答えをせんと、なかなか接触難しいだろうと思うけども、その辺十二分に留意されて進めていただきたいなど。非常に、心配な部分もありますんでね。どんな形で相手が出てくるのかも判らないし。それと当然でしょうけど、接触するときは複数で。どんなことを言うてくるかわからないんで、その点本当に気をつけて。少年非行の最前線ですからね。頑張って少女売春を食い止めていただきたいと思っております。テレクラが流行った時代よりも、非常にストレートな形で、根は深い、裾野は広いと思いますので、本当に十二分にお願いを申し上げます。徳島県警が力を入れてるということがわかったら、相当書き込みを未然に防げると思うんですよね。それと、相手の女の子もさることながら、少女買春をする大人にも、非常に強い警鐘になると思いますので、よろしくお願いをいたします。こうしたところで説明をしていただくというのも、私は非常に警鐘になると思います。よろしくお願いを申し上げます。

あと一点。自転車の違反取締りもさることながら、歩行者を守るという観点が非常に強くなってきております。車と歩行者の関係、特に横断歩道前後における車と歩行者との関係というのが非常に微妙な部分がありまして、歩行者にしてみたら守ってくれなかった、車にしてみたら歩行者も無茶な横断をしてきた、そんなやりとりが相当あるんじゃないかなと思います。特に、横断歩道、車が右折あるいは左折する場合のケースで、横断歩道上の事故っていうのは、年間でどのくらいあるんでしょうか。

広瀬交通部長

本年11月末現在における横断歩行者妨害違反の検挙件数は、63件でございますけれども、

その横断歩行者妨害違反が原因となって発生した事故件数は、111件でございます。前年対比でマイナス13件でございます。死者数は6人ということで、前年対比してプラス3人というような状況でございます。以上でございます。

森本委員

歩行者が車にはねられて亡くなるというのは非常に悲惨な事故なんですよね。特に、横断歩道上で事故に遭うというのは大変つらい話であると思います。今後の取締りについて、どんな形で強化をされるんでしょうか。

広瀬交通部長

横断歩行者妨害違反の検挙に当たりましては、一般的に妨害の対象となる歩行者が横断状態であったのか、あるいは、横断者であった、その通行を妨げた状況、危険性はどうか、そういう判断をする必要があります。また、車の運転者の車の速度の速さとか、車と歩行者との位置関係等によりまして、その違反性というのを瞬時に確認しなければならないといけませんので、県警としては非常に容易ではございません。このため、11月から歩行者妨害違反の取締りのマイスター制度というのを発足をさせております。このマイスター制度を強化いたしまして、この種事故を減少させたいというふうに思っております。このマイスター制度というのは、違反取締りに適性を有する専門的な知識とか技能を持つ警察官を県下で22名指定いたしまして、このマイスターが現場へ出て一緒に交通警察とともに取締りしている。この現場で、若手の警察官を指導する。そのほか、現場だけでなしに、取締りに当たって講習等、教養を行って全体的な取締り技能を上げている、その中で取締りに特化して事故抑止に繋がりたいと、こういうふうに考えておるところでございます。以上でございます。

森本委員

信号無視をして車が突っ込む場合は、もうはっきりしとんですけども、例えば、右折左折の巻き込みなんかの場合、非常に微妙な部分があります。やっぱりこれは横断歩道の取締りを徹底していただかないといかんと思います。マイスター制度にかかわらず、全ての交通警察官、外勤警察官が、警察官が、歩行者を守るという観点から、指導取締りを今後とも厳しく徹底をしていただきたいなと思います。

あと一点だけ。先ほど本部長の御報告で、びっくりしたことがございます。平成15年に比べて、10年前に比べて、刑法犯が半減をしている。大変世知辛いこの世の中で、20年間も景気の悪い状態が続く中で、刑法犯が半減した。高齢化ということもあるんでしょうけど、一番の原因は何なんでしょうか。刑事部長の思うところで結構です。

松岡刑事部長

ただいまの御質問でございますが、刑法犯が平成15年から半減しておるということでご

ございますが、元々平成15年当時は、1万2,369件という件数でございまして、それが昨年は、6,046件という数になっておりまして、まさに半減しておるというところでございます。これにつきましては、いろいろ要因があると思っておりますけれども、いろんな警察の取締りの手法の強化とか、例えば、ビデオの設置状況であるとか、そういうことも多く抑止に関わっておるのかなと考えておるところでございます。ただ、それと、警察がこれを減らしたというよりも、警察がいろいろな方々、ボランティアの方とか地域住民の方に御協力をいただいて、全体的な法令遵守的な環境が強くなったのかなと、それによって全般的にいろんな見張り効果も出てきておるといふふうに考えておるところでございます。県民の方々の御協力によりまして、警察も当然それに便乗するような形でですね、いろいろな対策を練っているということで、県民挙げて御協力いただいたおかげで減少したと考えております。

森本委員

わかりやすい御答弁いただきまして。橋が開通して犯罪が広域化している中で、やっぱり減らすというのは非常に立派なことだなと思えます。多分、平成15年そのものがそれより昔に比べてもまだ減ったわけなんですよね。さらに、平成の初め頃に比べたら、平成15年自体がだいぶ減っておるはず。それからさらに半減させているっていうのは、非常に素晴らしいなと思えます。いろんな要因があるでしょうけれども、やっぱり刑事部長以下全力であたっただけでいる、県警が頑張っただけでいるというのが、これ以上の抑止力はないと思えます。6,000件というのはまだまだ多いですからね。さらに、半減をされるように御尽力いただきたいとお願いをして終わります。

大西委員

私、さきの9月議会本会議で徳島東警察署の建て替えのことについてお尋ねしました。本来なら、その9月議会の委員会でお聞きすればよかったんですが、ちょっと質問の順番等色々ありましてお聞き出来なくて、今回お聞きいたしたいと思えます。

徳島東警察署の整備の在り方に係る提言書が出されました。それで、今後どうするのかという質問をさせていただきました。この提言書を踏まえて、基本構想をつくるということで、9月議会の委員会でお聞きしたところ、基本構想については26年度中に策定をして進めていきたいと、こういうようなお答えでございました。その時に提言書の内容をお聞きすると、かなり時間がかかるのでまたにしたいということでしたので、質問させていただきます。

この提言書の「第3 徳島東警察署の整備の在り方」の中に「1 立地条件」「2 構造・設備」「3 その他」とあります。立地条件については、また、(1)、(2)、(3)とあって、これを全部満たすとしたら大体限られてくるなと思うので、あえて言いませんけど、「構造・設備」ということについて、ちょっとお尋ねをしときたいと思えます。

この構造・設備で、（１）治安対策に配慮した構造であること、これはもう当然今までもそうであったと思います。また、（３）の地域住民の利便性の観点に配慮した構造であること、これももう、これまで努力されてきたんだらうと思います。新たに付け加えられているのが、私の認識では、（２）災害対策に配慮した構造であることです。災害対策のことですから、防災対策委員会で聞いても良いんですけども、ここでお聞きをしたいと思っております。

（２）災害対策に配慮した構造であることの中に、①巨大地震発生時における施設の倒壊等防ぐため十分な耐震性を備えた構造とするなど、必要な措置を講じることが望ましいとありますが、倒壊を防ぐとなると、様々な課題があるんだらうと思います。②には、庁舎の高層化とあります。本当に被害を小さくする構造となると、耐震構造よりも免震構造だと思ってしまうんですけども、免震構造を含めて検討されるのでしょうか、それとも既存の耐震構造のようにするのでしょうか。出来るだけ最新式の建て方にしてもらいたいと思うのですがいかがでしょうか。

竹内会計課長

議員御指摘のとおり、新たに整備する東警察署庁舎は大地震への対策を講じる必要が当然あるものと認識しております。建物の構造上の地震対策としましては、委員がおっしゃられましたとおりで、壁や柱により建物自体を強化する耐震構造、それから、建物と地面との間に免震ゴム等を設置して内部の揺れを軽減させる免震構造などの工法により建築されているものと承知しております。今後、基本構想を取りまとめることとしておりますが、その中で御指摘のありました免震対策についても検討してまいりたいと考えております。

大西委員

次に、②津波被害を最小限にとどめるため、敷地の嵩上げや庁舎の高層化、非常用電源設備や主要施設を上層階に配置するなどの対策を講じることが望ましいとあります。

防災対策委員会で、ちょっと私も意外だったんですけど、私達一般市民が想像してるような、地面から5、6メートルくらいの津波がバーッと襲って来るということを、どうも危機管理部では想定してないということがわかったんです。この県庁舎の下の1階の防潮扉ですかね、あれでかなり防げるというようなことですから、そんなだったら全然被害が出ないんじゃないかみたいな話を私もさせてもらったんです。ただ、どんどんどんどん東の方に寄れば寄るほど、津波の高さは大きくなると思いますので、東署の管内で繁華街に近いところで、あるいは主要道路の近くでという話になったら、やっぱりどうしても東寄りにならざるを得ないと私は思います。それで、そういった地理状況を考えると、かなりの津波が来たときに、1、2階は水没して使えないというようなこともあるでしょうし、あるいは、この渭東地区や沖洲地区なんかはもう、全くの埋め立て地域でございますので、液状化なんかも必ず起きると私は思います。

そういったことで、津波対策、あるいは液状化対策。液状化で警察活動が出来ないん

じゃないか、パトカーが出ないんじゃないかとかいったことがあってはいけないので、敷地全体を液状化対策をするとか、そういったことが必要になってくるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

竹内会計課長

徳島東警察所管内となります徳島市東部エリアにおきましては、南海トラフの巨大地震クラスの地震が発生した場合、津波の影響を避けることは困難でございます。そこで、現在、事件事故に迅速、的確に対応でき、また、可能な限り津波の影響が少ない場所での整備を検討しているところでございます。委員御指摘のとおり、津波対策としましては、場所に応じて、庁舎の高層化や地面のかさ上げ、また、自家発電機等の基幹設備を上層階に設置するなどの措置が必要でございます。それから、液状化対策につきましては、庁舎の建築前に地盤改良を行いますほか、庁舎の周辺道路に埋設されております水道、ガス管の対策等、道路管理者や民間事業者と調整を行う必要があるものと認識しております。

大西委員

私も東日本大震災の被災地で、液状化対策をしっかりしておかないと道路が使えないのを見てきました。それで、津波が引いた後、警察活動がすぐにできるような対策を出来るだけとっていただきたいと思っております。

③巨大地震等の大規模災害が発生した場合、警察本部機能を補完する機能について検討することが望ましいと、こうあるんですけども。万が一、警察本部が被災をして使えないということになったら、その機能を東署に移すと読み取れます。そうすると、様々なことを考えなければいけないのではないのでしょうか。

まず、災害対策本部を東署に設置をする、県警本部長はじめ各部長さんがそこに陣取る、様々な情報とその災害対策本部室の方に集まる、指揮を執る体制が出来る。そしてそこから指示を出すということになるんじゃないかなという気がいたします。

警察本部が被災すると言っても、無事なところもあるかもしれません。県警本部の機能が丸ごと全部移るって話ではないんでしょうから、そうすると連携をするために本部長は行ったり来たりしなければいけない。各部長も行ったり来たりしなければいけない。この間、ウィング21で視察させてもらいましたが、県警の庁舎の屋上にはヘリポートがあって、そこから全部移動できるわけです。警察本部機能がそちらに移るということであれば、さっきも言ったように、幹部が移動しなければいけないので、東署にヘリポートを造らなきゃいけないのではないかと思います。

警察本部機能、補完する機能、こういうことについてはどういうふうにお考えになっておられますでしょうか。

竹内会計課長

本年6月に取りまとめられました提言書の中で、東警察署は、警察本部機能を補完する

機能を有することが望ましい旨の提言がなされているところであります。これは、東日本大震災の経験を踏まえまして、想定外の災害に対しても、より万全を期すべきであるという趣旨から盛り込まれたものと承知しております。一方、平成2年に完成しました警察本部の庁舎は、耐震性能も高く、また、現在、防災機能強化事業として庁舎の自家発電機の移設など有事に対する備えを進めているところでありますが、災害によって万一、通信指令機器等が不全に陥った場合に、災害警備活動等に大きな影響を及ぼすことも予想されますことから、近接する新東警察署庁舎には、本部機能を補完する対策を講じる必要があるものと認識しております。東警察署庁舎整備に向けましては、今後、新庁舎に求められます機能・規模、事業費、法令上の規制等、様々な点から検討を加えまして、基本構想を取り纏まとめることとしておりまして、本部機能を補完するための対策につきましても、基本構想を策定する中で具体的に検討してまいりたいと考えております。ヘリポートなどにつきましても、具体的な設備の整備につきましても、基本構想の中で今後個別に、また、総合的に検討してまいりたいと考えております。

大西委員

今後検討しますということなんで、警察本部機能を補完する東署にするのであれば、そういう設備も必要であると思うし、東署の建物で指令を出すことも必要だと思いますので、是非検討していただきたいと思います。

そして、④には、巨大地震等の大規模災害が発生した場合、地域住民が一時的に避難できる機能を備えた施設であることが望ましい、ということで、地域住民としては非常にありがたいと思います。これについては、県営住宅も集約化事業の中で、津波一時避難場所として提供できる空間を作っていたいただいただけでございますけれども、提言書の④では、東署につきましても津波一時避難場所として使用できるような造りにするというところでございます。具体的にどういうふうな形で避難場所を確保していくのか、また、何人くらい収用しようと考えておられるのか、まだ何人というのは言えないかもしれませんが、大体、千人規模とか、そういったことを、もしお考えになっているのであれば、お聞きしたいと思います。

西岡警備部長

ただいま、東署の整備の関係で、一時避難場所としてどうかという御質問でございます。委員も御案内のとおり、避難場所の指定そのものは、当然市町村が行います。警察庁舎の場合、基本的に恒常的な避難場所としてというのは、やはり県の災害対策に使うということで、これは出来ないということは御承知の上での御質問かと思っております。それで、一時的なということでございますけれども、災害が発生した場合には、当然被災者の住民の方々が一時的に、大量にその場に、例えば警察施設とかそういったところに避難して来るといふこと、当然そういうこともあり得ることございまして、それは業務に支障のない限りは、当然そういう場所として使うことは可能と思っております。そこで、具体的な話なんですけ

ども、これにつきましては、会計課長が答弁したとおりでございまして、そういったことにつきましても、ただこれは、警察だけ一人考えるのではなく、行政全体の問題としても考えておりますので、そういったことを踏まえまして、今後の基本構想の中で、検討してまいりたいと考えております。

大西委員

最後に、3その他に、PFI等の民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した建築手法についても検討することが望ましいと、とあります。これについては、現在、警察職員官舎がPFI方式で建設されているようでございますけれども、PFIになったら、建設して、管理もそこがするということが多いようです。しかし、24時間休みなく警察活動をしている庁舎、それをPFI方式でやって、管理もPFI業者がやるというようなことが可能なのか。かえって割高になるのではないかという気がするんですよね。建設はPFI方式でもいいかもしれない。リースというような観点から毎年いくらずつ払っていくと、こういうことでいいのかもしれませんが、管理については、留置施設などもありますし、PFI事業者が管理をするというのは、問題が残るのではないかなと思います。

管理を民間業者に任せることについて、県警として、どのようにお考えなのか。また、東署が警察庁舎の建て方として、PFI方式を初めて導入となると、今後の警察署の建て替えについては、PFI方式になるのではなかろうかと想像するんですが、今後の建て替えについても順次PFI方式でやってくのかどうなのかも含めて、お答えいただきたいと思います。

竹内会計課長

PFI事業には様々な形態や手法がありますが、一般的には、公共施設等の設計、建築、維持管理及びこれら資金の調達といった一連の事業を民間により実施させるというものであります。東警察署庁舎整備について、PFI方式を導入するか否かというのは、現在のところ未定であります。未定であります。委員御指摘のとおり、警察庁舎におきましては、留置施設などの特殊な施設や各種装備品の管理を行う必要がありますことから、庁舎や敷地内の警戒といった日常的な管理は警察職員自らが行うべきものと考えております。他方、電気施設や空調機器等、ハード面の維持管理は、現在も民間事業者に管理を委託しておるところでありまして、このような庁舎の設備等の保守や管理につきましては、PFI事業の中で実施することは可能と考えております。その後の庁舎につきましても、現在の東署もそうでありますけど、まだPFI方式を導入するか否かというのは、現在のところ未定であります。

大西委員

わかりました。私の思うところも御検討いただいて、基本構想の中に入れていただきたいなという気がいたします。

最後に、基本構想は平成26年度中に策定し、策定後にさらに進めていただけるということでございますけれども、平成26年度っていうのは平成27年3月31日まであるんですよ。ちょっと長いなと思うんです。この基本構想を、平成26年度中、前半にでも出していただいて、議会にも報告していただきたいと思ひますし、それが県警本部のやる気、意思表示、決意というふうに私は受け止められるんです。児嶋本部長、最後に御決意をお願いしたいと思ひます。

児嶋警察本部長

徳島東警察署整備ですけれども、いろいろ説明してますように、今後様々な点から、しっかりと検討を加えまして、基本構想を取りまとめることにしています。庁舎は、一度建てたらなかなか建て直しが出来ませんので、しっかりと検討する必要があると。だから早く、かつしっかりと検討してまいりたいと考えています。

黒崎委員

私からは、1点確認と、1点要望を申し上げたいと思ひます。まず、確認ですが、徳島県では、平成25年10月に、徳島県防災会議が地域防災計画を作成しましたよね。その中に、防災、発災したときの交通路の確保対策という1行がございました。例えば大きな災害が起きたときには、徳島県と各市町村、そして警察、自衛隊、いろんなところが、地域の特に避難所を巡るんですね。いろんな面で車が移動したりすることが大変頻繁になってくると思うんですが。そんな中で、特に地域の発災時の交通対策のことについて、確認をしたんですが。発災をしたことを想定して、二重、三重の安全対策っていうのが必要になってくると思うんですが、各市町村とともにどのような手順でもって進められていくのか、ということがまず1点。それと、我々県民は、各地域に住んでおるわけですが、発災時の車両の使用について、どのように対処していくべきなのか、その辺りをお尋ね申し上げたいと思ひます。

西岡警備部長

ただいまの御質問でございます。まず、最初の、第1点目のほうでございます。発災時ということでございますけれども、警察といたしましては大きく2つあるんですね。ひとつは、発災した場合に警察の本来の仕事であります避難誘導するための避難場所等、そういったところに避難誘導するための道路と、それともう一つは、いわゆる緊急物資、こういったものを運ぶための緊急輸送路の確保をして、第2次、第3次被害の拡大を食い止める。二つのことでございますけれども、ただいまの委員の質問でいうと、前半の部分ということでもよろしいですかね。これにつきましては、避難に必要な場所は先ほどもお答えしましたように、これは市町村が、それぞれの場所を指定しております。したがって、それに伴いまして、各自治体の方がそれぞれの避難路、これを指定するというところでございます。併せて、どこそこへ行く道の順路でありますとか、案内板でありますとか、そ

ういったものを掲示して、それぞれ各自治体が住民避難に必要な道路を広報していると、事前広報していると、そういうことになっております。警察といたしましては、こういったことを、すでに駐在所、あるいは交番単位で、当然把握しております。そこで、地元住民と、いわゆる市町村、各自治体関係者、あるいは防災機関等と連携いたしまして、すでに周知しておりますそういった道路、避難路につきまして、毎年、点検整備を行っておりますほか、住民への啓発活動、これは駐在所・交番等のミニ広報紙等を通じました広報活動、それから、各地域における避難訓練、誘導訓練、そういったものを通じて、万一の発生に、震災に備えて、対策を講じているところでございます。

2点目なんですけれども、いわゆる車両の関係、発災時に実際どうするのかということなんですけれども、これにつきましても、委員の御質問にございましたように、県の防災計画の中で、それぞれ運転者のとるべき措置の徹底ということで、何項目か定められておるわけでございます。それで、警察として、今現在、これに対してどのように取り組んでいるかということなんですけれども、この内容を、かいつまんでわかりやすく、私どものほうでつくりまして、現在のところは免許センター、新しく免許を取られる方、あるいは更新時講習に訪れる方に対しましての教養ということで、交通の教則に、この内容を登載いたしまして、受講者とかそういった方々に知らせるという方法を取っているところでございます。ちなみに、何点か例を申し上げますと、「大地震が発生したときは、急ハンドル急ブレーキを避けるなど、出来るだけ安全な方法により道路の左側に停止すること」とか、「停止後はラジオや地震情報で交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること」、あるいは、「車を置いて避難するときは」云々ということで、5項目ほどわかりやすい形で記載をして、県民の方々に、この内容を知っていただく努力をしているところでございます。

黒崎委員

まず広報ということが一番大事なのかなと、そう思います。新しい免許センターで、書き換えに来た方に、しっかりと広報していただけるということでございますので、何年かすれば免許を持つてゐるほとんどの方がちゃんと講習を受けられると考えてよろしいですね。

これについては、県の各部局も、徹底して広報が必要だと思っておりますが、警察におかれましては、免許センター中心でお願いいただけるということでございますので、よろしくお願いいたします。

あともう一点。先ほど北島委員から、徳島ヴォルティスがJ1に昇格した件についてお話がございました。岡田副委員長も私も、鳴門選挙区の県議会議員でございまして、是非とも要望したい点がございます。昨日も、試合が終わってすぐに、鳴門市長さんとお話しする機会がございました。その中で、駐車場対策については、これはもう鳴門市が汗かいて一所懸命やりますということでございましたが、道路と申しますか、交通の流れについては、これはもう県警さんの御協力をいただかないとなかなか難しいといったお話がございました。おそらく県も年度内に、担当部局がリサーチをかけて、どのくらいの方が来ら

れるのかといったことも是非、調べてくださいと、お願いをせないかなと思っております。しかしながら交通のことに関しては、リサーチの結果が出たら、出来るだけ早いうちに、県警さんの方も御協力をいただきたい。大勢の方、大体1万人くらいの方が来られるというお話も聞いておりますので、そんなことも想定して、是非とも御協力をお願い申し上げたいと思います。

これについては、部長さんよろしく申し上げます。

広瀬交通部長

多数の来客者があるということでございますので、一番最初、委員御指摘のとおり、やはり駐車場の確保が大前提であろうかと思っております。この駐車場に導入させる方法、これについては当方の交通管理対策が必要であると考えております。県、また市、主催者、関係機関等と十分連携を取って、またこちらの方におきましても、部内で円滑に車を誘導できるようにあらゆるところと協力いたしまして、スムーズに競技会ができるように、努力したいと考えております。以上であります。

黒崎委員

かつて鳴門の競艇場に何千人ものお客様が来られたとき、そのときは今とはずいぶんと違いまして、遙かに遅れた道路状況ではあったんですが、競艇が終わると、徳島市に向かう車が全然動かなかったことを覚えております。是非とも、よろしくお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

喜多委員

今日も津田から来ておりましたら、いつものことですが通学中の高校生が運転する自転車が、ずっと右側通行しておりました。時には、これは危ないなという場面を目撃したりすることもあります。それが今回、改正道路交通法が施行されて、自転車は右側の路側帯の通行が禁止された、左側通行になったということで、大変良かったなと思っております。

しかし、今まで何十年も続けてきた右側通行を左側に変えるのは、大変な努力が必要だろうと思っております。周知徹底ということがまず大切であろうと思っておりますし、現場での指導は、これまた大変だろうと思っております。特に高校生に対する指導は、並大抵でないと思っております。学校の先生が立っておったって高校生は平気です。大変だろうと思っておりますけれども、できたら制服を着たお巡りさんが、当分の間、現場で指導していただきたいと要望しておきたいと思っております。

今までも、昭和町の交番の前とか高校の近くとかでも、指導されておるようでございますけれども、是非とも、集中して、徹底して指導していただきたい。自転車で右側の路側帯を走って違反したら罰則があるんでよと。これを見てもみますと、罰則も、3か月以下の懲役、5万円以下の罰金ということですから、それを周知徹底したら、みんなびっくりして聞くようになるんじゃないかと思っております。今後現場における指導を徹底してやって

もらいたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

広瀬交通部長

道路交通法の改正，12月1日から実施されておりますけれども，高校生に対する指導徹底につきましては，現場の警察官が指導するのはもちろん，施行前に10月30日に県教育委員会に対しましても生徒指導をお願いしたり，また，警察署からも各高校，中学校，生徒担当の先生に交通課長が赴きましてお願いをしておるところでございます。また，警察署におきましても，出来る限り街頭に傾注して，この通行方法の変更，改正の趣旨等を周知徹底したいと考えております。以上であります。

喜多委員

よろしく申し上げます。歩道が整備されているところは本当に一部で，ほとんどないような状態であります。自転車通行帯もとれないような道路がほとんどですけれども，県土整備と協力して，歩行者と自転車の安全が守られる対策をほんとうにやってほしいなということ要望しておきたいと思えます。それと，今の交通部長さんからのお話のように，高校での指導を，全校集会のようなところで，制服の警察官が行って，厳罰はあるんですよと，いうことを徹底して指導してほしいなということ，お願いしたいと思えます。

最近，通学途上の事故が減っておりますけれども，以前は，通学途中の小中学生の列に車が突っ込んだといった事故も多々ございました。安全な歩行者と安全な自転車が守られる道路の整備と，中高生に対する，今回の道路交通法の改正による左側通行の徹底を強力にやってほしいなということ要望しておきたいと思えます。

そして，もう一つは，飲酒運転です。一斉取締りのときには必ず何人か検挙されております。12月1日から12月31日までは飲酒運転撲滅月間になっております。飲んだら乗られんということで。これも昔に比べてよっぽど減ったと思うんですけれども，もっともっと徹底して，違反はゼロにしてほしい。飲酒運転での事故には，今までも悲惨すぎるぐらいの事故があります。どうか，これも左側通行と併せて徹底して厳罰に処するというのをやってほしいなということ，これも要望して終わります。

広瀬交通部長

飲酒運転取締りの関係でございますけれども，10月末現在，酒酔い運転3件，酒気帯び運転176件，計179件，昨年に比べてマイナス11件でございます。飲酒の厳罰化によりまして，年々減少の過程でございますけれども，10月末現在で176件ということでございますので，12月中，飲酒運転撲滅月間でございますし，今後警戒を兼ねた検問がまだ数回ございますので，そのほか警察署におきましてもミニ検問等を実施して撲滅を図っていきたいと，こういうふうに考えております。

岡田副委員長

徳島ヴォルティスがJ1に昇格したということで、先ほど来、委員の皆様からも交通安全の取締りについてのお話が出てますが、実は車だけでなく、やはり県外からのお客様は、JRの利用であったり、高速バスの利用であったりします。先日、ジェフユナイテッド千葉との決戦大会が行われたときには、1万人弱ぐらいの方が来てくれたと思うんですけど、市内を歩く人が多くて、鳴門市民にとっては花火大会のような交通量と人の動きかなと拝見しておりました。子どもたちはといえば、北島、藍住、板野地区、また徳島市内くらいからなら自転車でサッカー場に行きます。1万人規模の集客ということになりますと、いろんな交通手段でやって来ますので、逆に車ではなかなか入りづらいということも想定されます。

JRへの導き方、また、高速バスへの誘導の道であったりというのは、ヴォルティスラインといって、地元の熱心な応援団の人たちがヴォルティスのマークを貼って誘導道をつくってくれています。

せっかく鳴門に来てくれたお客さんが、サッカーも楽しんで、願わくば歩いて観光してもらいたいと思います。是非その辺りの御協力をいただけるよう、安全配慮に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと、これは要望というか、お願ひで終わらせてもらいます。

もう一点は、平成26年度に向けた警察本部の施策の基本方針について、でも取り上げていただいております、ストーカー事案への対応について質問させてもらいたいと思います。

10月に起こった三鷹の事件、11月には千葉で、子どもの前でお母さんが殺されるという非常に残虐なストーカー事件が発生しております。10月に、ストーカー規制法が改正されて規制が強化された後の発生案件であっただけに、非常にショックを受けるとともに、防ぐことが出来なかったのか、貴重な、大事な命がどうして奪われてしまったのか、非常に残念に思いながらニュースを見ておりました。それで、徳島県警のストーカーへの取組について質問させてもらいたいと思います。

改正されたストーカー規制法では、執拗なメールも取締りが出来るということで、先ほどもメールの話がありましたが、それに踏み込んでいけるようになっておりますが、徳島県において警告された件数とか、検挙状況、実際にそれで抑止力になったというような事例はありますか。

小倉生活安全部長

ストーカー事件におけます、電子メールに係る警告や、検挙状況についての御質問でございます。本年の7月23日に施行されました、いわゆるストーカー規制法の一部改正によりまして、拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が、新たに法による規制の対象とされたところでございます。県警察におきましては、改正法が施行されました本年7月23日以降に、加害者が拒まれているにもかかわらず連続して電子メールを送信する行為を行ったことに基づきまして、警告、また検挙した事案、これは現在のところございません。今後は、ストーカー行為の相談事案におきまして、この種の電子メール

を連続して送信する違反行為を認知いたしました場合には、電話やFAXと同様に被害防止対策を徹底いたしますとともに、警告の申し出や被害届を受けまして、加害者に対する警告、検挙を迅速、的確に実施してまいりたいと考えております。以上です。

岡田副委員長

メールのみならず、LINEとか、いろんな連絡手段等ありますので、いちごっこになる可能性はあるんですけども、県警のほうが先に先に行って取り締まれるような、また、それを重要視するような対策をお願いしたいと思います。今のところ、警告または検挙した事案はないということですが、拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が、新たに取締りの対象になったよということも、是非、県民に知らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それと、もう一点。三鷹の事件では、被害者が通っていた学校を管轄する警察署と、自宅を管轄する警察署が違って、どうも連携がとれていなかったのではないかと思います。学生さんは、3年間または6年間、同じ学校に通います。生活時間の半分以上はそのエリアで過ごしているわけです。被害者が相談に行った警察署では、住んでるところの警察に御相談くださいということで帰したそうです。学校には長い時間います。放課後という非常に狙われやすい時間帯もあります。どこに住んでいても、どこに学校があっても、警察署が連携して取り扱う、取り組んでいただくべき事案であったように思います。

県警察では、そういった警察署間の連携、エリアを越えての連携強化というのはどのようになっているのでしょうか。

小倉生活安全部長

所轄署が異なる場合の連携等についての御質問でございます。県警察では、警察署でストーカー行為の相談を受理いたしました場合は、生活安全課等を通じまして署長に報告いたしますとともに、警察本部ストーカー対策室に速報して、迅速、的確に対応しております。委員から御質問がございました管轄区域外の被害者等からこの種の相談を受理いたしました警察署は、事案に対応する警察署と警察本部ストーカー対策室に迅速に連絡、報告することとしております。さらに、警察本部ストーカー対策室におきましては、関係警察署に対して、必要な要員を派遣したり、また、適切な対応を執るよう指導しているところでございます。また、ストーカー行為等の被害者が、学校や職場等に相談を持ちかけ、学校等から警察署や警察本部に相談が持ちこまれた場合についてでございますが、その学校等を管轄する警察署や警察本部ストーカー対策室が、ストーカー被害に関する情報提供を求めるなどいたしまして早期に事案を把握し、被害者の住所地を管轄する警察署にも連絡をいたしまして、迅速に被害者本人から事情聴取を行うなどの対応を行っているところでございます。委員御指摘のとおり、今後も、学校、職場等と十分に連携をとりながら、人命保護を最優先に事案の早期把握に努めますとともに、県内各署はもとより、他の都道府県警察とも、より一層連携強化を図りながら的確に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田副委員長

是非、人命保護を第一に取り組んでいただくとともに、連携しての更なる強化ができるように是非お願いしたいと思います。それと、先ほど、被害者本人から事情聴取というようなお話がありましたが、警察の皆さんにとっては、警察にすることは日常ですが、一般の人にとって、警察に行くっていうことは非日常なんです。被害者が警察に相談に行くということは、すで精神的にも危機感を感じていたり、身体的にも危機感を感じているんだということです。被害者が警察に来て、しかも学校の先生に相談して来て、保護者に相談して来て、どんな思いでその場に来てのかっていうことを、まずは認識していただいて、被害者の方に対応していただきたいと思います。日常じゃないことが起こっているからこそ警察に相談に行っているということだけは忘れないでほしいと思います。

それを踏まえた上で、被害者の方に、ストーカーの内容であったり、どういうふうな被害があったのか聞き取りをされるんですけども、やはりその中であって、被害者になるのは、ストーカーの場合は女性の方がほとんどです。また、このごろは非常に若い女の子達がターゲットにされてますので、皆さま方のように毅然とした方に話すのは、なかなか口が重くて、なかなか本当のことが言えないこともあると思います。被害者の方から話を聞き取る環境というのも、是非、整えていただきたいと思います。

実際に聞き取りをするにあたって、多分皆さま方も非常に難しいところがあると思います。被害を受けている内容、迫ってる危機感、そしてまた命に関わることであるかっていうことを、被害者の方からどのように上手く聞き出そうとしているのか。その取組についてお伺いします。

小倉生活安全部長

被害者からの被害事実等を聞き出す方策等についての御質問でございます。委員御指摘のとおり、ストーカー事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案につきましては、被害者から正確な事実を聞き出した上で、その危険性、また切迫性を的確に把握し、重大事件への発展を未然に防止する必要があります。このため、県警察におきましては、警察署等でこの種の相談に対応する場合は、被害者が周辺の耳目に気を奪われることなく、被害の内容等を安心して説明できるよう、プライバシーの保護に配慮いたしまして、相談室等で対応するようにいたしております。また、第三者同伴での相談や男性警察官に対しては、相談しづらい女性被害者からの相談につきましては、事前に被害者等の意向を聴取いたしまして、個別に相談を受理したり、女性警察官が女性被害者の心情に十分配慮しながら対応することといたしております。また、このほかスムーズな対応を行うために、この種事案におきましては、被害者の身近な者が加害者であるなどの理由から、警告の申し出や被害届の提出をためらうことも見受けられますので、事案の特徴、警察として執りうる措置、また被害者自身の選択、決断、協力の必要性等をわかりやすく記載しました書面

により説明するなど、被害者が正しい判断に基づいて行動できるように支援した上で、加害者に対する警告、検挙の措置を迅速、的確に実施してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

岡田副委員長

ストーカーもそうですが、DV被害の女性の方も、男性に対して拒絶反応を起こしている方もいらっしゃいますので、やはり聞き取りやすい環境をつくってくださると、スムーズにお話が聞けると思います。

また、平成26年度に向けた警察本部の施策の基本方針では、女性警官の採用・登用の拡大というのも項目に上がってましたが、女性警察官も活躍できる場所として非常に大きな仕事であると思いますので、是非、女性の登用もお願いしたいと思います。そして、未然に被害者の命を救う、加害者を作らないってということにも、是非、取り組んでいただきたいなと思います。

今回、三鷹の事件にしても、千葉の事件にしても、加害者を拘束することが出来なかったのかと思うんですけど、非常にそれは難しいというお話のようですね。しかし、加害者がいるから被害者が出るわけであって、加害者がいなければ事件にはならないし被害者にはならないわけです。大切な命が、加害者によって奪われているという案件が続いております。

加害者になる前に相談する窓口であったり、加害者の人が相談しやすい環境をどこかで作ってもらっていたら、加害者を生むことなく、また被害者を生むことなく事件が起らなかったというようなこともあると思います。ストーカー相談があったときの加害者になる可能性のある方との話し合いの中で、警察から警告の電話をしたということもあったそうです。電話の内容によっては、加害者にならずに済んだ割合も、かなりあると出ていました。それはその時の言葉の持っていき方、またその時にこんな相談窓口あるよとか、悩んでることがあったら警察に来てもらって話を聞くよとか、臨機応変な対応をしてもらって、事件が起らないような取組を是非してもらいたいと思うんです。

カウンセリングであったり、医療機関であったりとの連携というのは、現状どのようにされてるのか、また今後どのように考えられていますか。

小倉生活安全部長

ただいま委員から、医療機関とか相談機関との連携についての御質問でございます。医療機関との連携につきましては、ストーカーの加害者に対しまして、再犯の防止を図るためには、警告とか検挙だけでなく、専門の医療機関との連携によります加害者に対する精神医学的、また心理学的なアプローチを通じまして、加害者の更正を図ることも重要であると言われております。こうした観点から、ストーカーの加害者に対しまして警告等を行うに際して、カウンセリングを受けるよう促すなどのことは可能であると考えております。現在、医療機関等との連携につきましては、警察庁におきましても、精神医学の専門機関

と連携して具体的な実施手法等について検討しているものと承知いたしておりますので、今後、県警察におきましても、警察庁の指示等に基づきまして、対応してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

岡田副委員長

はい、ありがとうございます。是非、加害者も、そして当然被害者もなくなるような取組をしていただきたいと思います。そしてまた、徳島県が一番住みやすい街になるように全力を挙げて取り組んでいただいて、安心して安全なまちづくりの推進に努めていただくようお願いしたいと思います。終わります。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました 公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第24号、議案第26号

以上で、公安委員会 関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時18分）